

【災害査定官座談会】

平成21年 災害査定官座談会

—平成20年災害査定を振り返って—



平成21年2月13日に(社)全国防災協会の会議室において、本省防災課の大谷総括災害査定官はじめとする9名の査定官にお集まりをいただき、座談会を開催しましたのでご紹介させていただきます。

座談会出席者

総括災害査定官	大 谷 博 信	災害査定官	山 科 勝 嗣	災害査定官	横 田 喜一郎
災害査定官	東 川 敏	〃	免 博 彦	〃	佐 藤 睦 雄
〃	野 村 満 雄	〃	田 村 毅	〃	関 新 次

○平成20年の災害を振り返って

[大谷総括災害査定官]

それでは、「平成20年災害を振り返って」ということで、座談会を開催します。まず、平成20年の災害を簡単に振り返って見ますと、台風の上陸が無かったこともあり、ここ数年来で最も災害発生が少ない年となりましたが、2月には北陸地方を始め日本海沿岸の冬季風浪による災害、6月には岩手・宮城内陸地震による災害が発生しました。また、7月末に石川県、富山県、兵庫県、8月初めには栃木県、群馬県、8月末には福島県、愛知県、三重県、岐阜



総括災害査定官 大谷 博信

県、9月には岐阜県、三重県で局地的な豪雨による災害が発生しています。これらの豪雨災害は局地的でその予測が困難であったこともありマスコミでは「ゲリラ豪雨」という言葉が盛んに使われました。

このような中、都道府県、市町村の担当者の方々、財務省の立会官の方々、各地方整備局の査定官、検査官の多くのご協力によりまして、無事査定業務を終了することができました。この場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、全国各地の印象に残った査定現場、あるいは地域、思い出などから話をして頂きたいと思っています。



入善漁港海岸（富山県下新川郡入善町芦崎）



二級河川浅野川の氾濫による浸水状況
(石川県金沢市)



一級河川伊賀川
(愛知県岡崎市城北町地先・元能見町地先)

[関 災害査定官]

岩手・宮城内陸地震が特に印象に残っています。山が崩れ、道路が分断されるなど、一瞬にして地元の方々の生活手段が奪われてしまいました。現地に入り地震のエネルギーの強大さを改めて認識するとともに、地元の方々が早く安心して暮らせるようにと思いました。

また、7月にも再度の地震など、県や市町村の担当者は発災以降の昼夜に及ぶ奮迅の動きに頭の下がる思いです。また、このような状況だからこそ、技術者魂を奮い立たせているのかも知れません。



災害査定官 関 新次



一般国道342号線 まつるべ 祭時大橋（岩手県一関市巖美町）

[山科災害査定官]

東北出身で岩手県、宮城県内の事務所等に勤務したこともあり岩手・宮城内陸地震が最も印象に残った査定となりました。

被災現場は道路、河川、天然ダムの形成など甚大な被害を受けていましたが、関係者は一日も早く地域の方々に安全、安心を届けたいとの意気込みから不眠不休にもかかわらず目を輝かせながら査定業務に臨んでいたのが印象に残っています。



災害査定官 山科 勝嗣

全に埋まってしまう、既設ダムは10m位下にありま
すと言われたときには地震の凄まじさを改めて感じ
ましたし、今回の土石流により亡くなった方やまだ
行方が判らない方がいらっしやると聞いてご冥福と
一日も早い発見を祈りました。

査定現場は、山間地のため宿を出てから一度山に
入ると弁当持参で、腰には熊鈴を付けて、道無き道
を上がったり下がったり、ロープを捕まっの山登
り、メタボの私には息絶え絶えの査定でありました。
しかし、山を下りると鋭気を養ってしまい、結局査
定前よりベルトの孔が増えてしまいました。



1級市道荒砥沢線（宮城県栗原市）



主要地方道築館栗駒公園線（宮城県栗原市）

[佐藤災害査定官]

特に印象に残っている査定は、岩手・宮城内陸地
震の査定です。6月14日8時35分位に田舎に帰る車
の中で緊急地震速報を初めて聞き、田舎からとんぼ
返りで防災課に入りました。山は崩れ、川は堰止め
られて山間部の地震は、前年の能登半島地震や新潟
中越沖地震とは違った様相を呈しておりました。私
の査定は、宮城県の国道386号と主要地方道築館栗
駒公園線の大規模に斜面崩壊し、山のようになった
土砂により通行止めとなっている箇所や土石流で完

[野村災害査定官]

今年は、過去5年平均の3割程度と災害件数が激
減したもの、現地査定では、北海道から沖縄県ま
でお伺いすることが出来ました。沖縄県与那国町に
は、海岸災の査定に参りましたが、被災箇所より海
岸線の絶景に見とれてしまいました。この海岸には、
ドクター・コトーの撮影現場となった、診療所が建
てられていました。五年前に撮影用に建てられたと
のことでしたが、ドラマのその時代に応じた作りで
感心しました。



災害査定官 佐藤 睦雄



災害査定官 野村 満雄

[横田災害査定官]

私も島での査定の話です。

鹿児島県の奄美大島に査定で二回行かせていただきました。ここは NHK のドラマ「ジャッジ」の舞台となったところです。このドラマは、島にたった一人の判事として赴任してきた主人公が、関係者の話を良く聞きながら一つ一つの事件を公平、誠実に「ジャッジ」していく物語でした。

私は、昨年 の 4 月に申請者の立場から査定官という逆の立場になったわけですが、その責任の重さを考えるにつけ、自分も主人公と同じようにありたいと思いながら見ていましたし、ドラマに出てくる美しい風景も毎回楽しみでした。

ですから、査定でその舞台になったところへ行ったことについて感慨がありましたし、誓いを新たにしましたところ です。

実際の査定では、県や市町村の職員の方々と工法をめぐる議論等があったわけですが、そのなかで、島特有の話をいろいろ聞きました。たとえば、護岸復旧の際には地元はハブの住みかになりにくいよう

にブロックの護岸等を要望しているという話。あるいは、工事にあたっては珊瑚礁や魚類の保護のため、流水の汚濁防止に大変気を遣わなければならないという話などです。

地域によって、いろいろ事情が違うということですね。

[東川災害査定官]

12 月のある県の査定ですが、申請はコンクリートブロック張りの「死に体」で、護岸の再設置でした。現場は水量もあり、基礎部が見えない状況でした。水量が低い時の写真では確かに基礎下部が掘られている状況でしたが、査定時には水量が多く確認できません。申請者は急に川に飛び込み、真冬の寒い中、股まで水につかり、基礎下部をポールで掘れていることを調査しました。寒く、増水している中、危険と感じましたが、一方で、申請者の意欲を見た思いしました。



災害査定官 横田喜一郎



災害査定官 東川 敏

[免 災害査定官]

ある県の河川護岸の査定でのこと。一箇所が 100 m 以内で何工区にも分かれており査定図面も何枚も



申請者（測量班）の皆さんと海上タクシーで移動
（鹿児島県大島郡瀬戸内町（奄美大島））



災害査定官 免 博彦

あったのですが、あいにくの雨に降られ図面が紙粘土の団子状態になってしまい気の毒な思いをしました。雨天時に扱いにくい大判図面は1～2枚程度ならクリアシートを活用するといいいでしょうが、何枚もある場合にはA3程度のコピーで臨機応変に対応すればいいのではないかと思います。

[田村災害査定官]

全国のいろいろな地域に行きました。もちろん査定以外のことを見聞きする余裕はあまり無いのですが、それでも各地域の印象は記憶に残るものです。

例えば、島根県の隠岐の島では、少し余った時間に申請者の町職員の方から、地域の歴史・文化・自然に関する解説をしていただきました。この職員の方は、仕事とは別に、地域のグループに参加して、隠岐の研究と魅力発信に取り組まれているとのこと。自ら研究されているだけに大変興味深く話をお聞きするとともに、地域の方々と一体となった郷土愛と行動力に感心しました。



災害査定官 田村 毅

○2カ月以内の早期査定の実施状況

[大谷総括災害査定官]

それでは次に、大きな災害がある度に地域の皆様から早期復旧のご要望を頂き、平成19年度から、各地方公共団体及び財務省のご協力を得て、災害発生後2カ月以内の査定を心がけてきました。平成20年も概ね2カ月で査定を完了してきましたが、各現場ではどうだったでしょう？

[野村災害査定官]

平成20年の道府県の被災箇所は、被災範囲、復旧工法それらに対する申請者の説明内容等について、ほぼ的確になされておりました。又、市町村におい

ては、技術者不足、経験不足からコンサル頼みの傾向が強いと感じていますが、しかし、担当も事前にひととおり成果品に目を通し理解の上説明しており、この結果、特に議論が生じた箇所は少なかったと感じています。

[東川災害査定官]

現場に行くと、関連について、2カ月査定は厳しいと言う声があります。ある現場ですが、床止工の決壊箇所でした。申請での床止め・根固工の構造は、射流・跳水・常流計算し、構造令等を満足している十分な施設でした。しかし、負担法は原形復旧が原則であり、査定では一部カットが生じました。関連を活用して、再度災害防止のために必要十分な施設が完成できるようにもっと考えて欲しかったです。単独で残部分をしようとすると金銭的に厳しい面がありますから。2カ月では相談する時間がないので出さだけ出そう、という考えに走らないように早めに相談してもらいたいですね。

[免 災害査定官]

関連事業など改良復旧の担当者は設計書等資料作成の内業に追われて現場の状況を正しく把握しきっていないと思えるものがいくつかありました。測点位置がおかしかったり、被災状況をうまく説明できないといった具合です。改良復旧への取り組みを推進する意味でも、関連事業等がある場合には「応急工事の対応」「早期の打合せ着手」を条件として、何らかのインセンティブを与えられるといいのではと思っております。

[山科災害査定官]

発災から2カ月以内査定については、申請者にも定着してきており総合単価の活用や専門家制度の活用などにより申請内容、設計書ともに大きな問題はなかったと思います。

そのような中で大規模な地すべりについては短期間でブロックの変状を捕らえ、調査・工法検討を行うための早期発注、事前打ち合わせなど必要であり申請者として時間、他業務に追われ大変な面もあったと思います。

[田村災害査定官]

地すべりによる災害の場合、パイプ歪計などによってすべり面が確定してから災害報告して、それか

ら査定に向けてのスケジューリングをするところが多いように思います。しかし、地域住民にとっては、地すべり変状が発生し施設の機能が失われた時点が災害発生日であり、その日から「いつになったら復旧されるのか」と見られているはずです。地すべりによる災害であっても、まずは2カ月査定を目標にして調査計画を立て、早めに事前打ち合わせをされることがよいと思います。

[佐藤災害査定官]

災害復旧は迅速に！をモットーに2カ月査定が始まり2年目となりました。この1年間査定を行ってきて2カ月査定の弊害が顕著に現れたことは無かったように思います。今年は、災害が少なく申請にも余裕があったので現れなかったのかもしれませんが。

しかし、計上漏れや違算は目に付きました。これは、2カ月査定だからではなくチェック機能が働いていないからだと思います。検算の印は何のためにあるのか考えていただきたいと思います。

そして、査定後の講評では必ず言っているのですが、査定が終わったら災害復旧が終わるのではなく、工事が完了し民生安定が確保されたら復旧が終わりだと。しかし、1年経っても、さらに出水期が目の前に来ても復旧していない。「何のために2カ月査定をしているのか」を申請者の方も考えて早期復旧をお願いしたい。

○災害発生直後からの迅速な対応の重要性

[大谷総括災害査定官]

災害の早期復旧に向けて、災害緊急調査や事前打ち合わせなど機動的な対応を行ってきました。また、被災地では応急復旧工事等も実施されていたと思いますが、各現場での反応や感想、また今後の留意点等ありましたらお願いします。

[野村災害査定官]

応急仮工事（河川における欠壊防止工事）を大半の被災現場で実施していた地方自治体に出会いました。これは、施設管理者であれば、民政の安定を図る上で早急に実施することは、大変重要なことです。

しかし負担法ですべて認められるかと言いますと、次期出水で、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設、被災箇所背後地、のいずれかに「甚大な被害が生じるおそれがある」場合に限定されますので、少し困難があります。実施査定では、この甚

大な被害の解釈について私自身悩みましたし、申請者とも議論が合わず大変苦勞をしました。

[東川災害査定官]

テックフォースとして、災害緊急調査を岩手・宮城内陸地震のあった岩手県に行かせてもらいました。その後、現地打合せ、査定と計3回行くこととなりました。大規模崩壊、橋梁の落橋、道路路面の波状変形、とすさまじい地震の破壊力でした。被災10日後にはやばやと現地を見たおかげで臨場感が頭に残り、その後県の方々とディスカッションでき、査定もスムーズに出来たと思います。特に落橋した祭時大橋^{まつるべ}の査定では、緊急調査で早々に現地が見られ、地形地質・被災実態など報告文、新聞記事にも注意が向かい、知識を吸収し査定に望めました。



TEC-FORCE（テックフォース）としての
災害緊急調査（岩手県）

[関 災害査定官]

地域の方々の生活基盤を確保するため、早々の復旧が必要です。復旧に向けては、国庫負担申請、災害査定、工事発注・完成と一連の流れをスムーズにする必要があります。近年、現地の測量や工法検討などは外部委託がほとんどだと思います。その際、担当者が一緒に現地に赴き、負担法の基本的な考え方、起終点や範囲あるいは比較工法の考え方などを具体的に打合せることで、査定に向けての弾丸スタートが出来るのではないのでしょうか。

また、上司の方も含め、担当者や業者との適宜の打合せが重要です。

[山科災害査定官]

応急工事については、県の場合、各施設管理者が被災状況や現地状況、背後の状況等を勘案して、査

定を待たず実施しているものが数多くみられた反面、市町村が管理者となっている場合、手つかずの状態に残っているものもありました。

また、国土交通省の緊急調査団の一員として岩手・宮城内陸地震において発生日に緊急調査に出向きました。現地では業団体との災害協定に基づき応急工事を実施していました。被災直後であり、現場は騒然としていましたが、地元の方から説明を受け、被災状況の把握に努めるとともに緊急調査団として早期復旧の重要性を痛感しました。今回の調査が以降の復旧に向けた先鞭をつけたほか現地の声を本部に届けることができました。また、現地に入れる現場では、早期復旧に向けた技術指導をしたところですが、後日の査定において現地調査、復旧工法等の参考になったことを確認できました。

[横田災害査定官]

私も査定時に斜面の不安定さや交通の危険を主張しているにも関わらず、応急工事も交通規制も実施しておらず、矛盾を感じる現場がありました。

これらを実施する、しないは査定上の問題というよりは道路管理者としての責任の問題ですが、査定においては道路の機能が如何に損なわれているかを判断する一つの目安として見ています。

[免 災害査定官]

仮工事が本工事の大きな手戻りになる場合もありえることから、民生安定・早期復旧の緊急性の観点があれば可能な限り応急であっても本復旧（すなわち応急本工事）で対応するような取り組みが望ましいのではないのでしょうか。応急工事も未着手扱いで査定できることが負担法のいいところでもあるので、活用すべきだと思います。

[田村災害査定官]

岩手・宮城内陸地震の 1 週間後にテックフォースとして宮城県内の緊急調査に行きました。孤立集落にかかる道路などの一刻も早い応急復旧について、県や市の方が知恵を絞っている最中でしたので、そうした検討段階の相談に答えることが、応急復旧工事の早期決断・実行への一助になっていれば幸いです。また、同行する報道関係者への対応も大変だったと思いますが、そのおかげでしっかりと報道され、安心情報提供という効果も上がったと思います。

また、ある道路災害の査定において、応急仮工事

（仮道）として迂回路工事が申請されているものの、現場にその迂回路（工事中のものですら）がありませんでした。災害発生から 2 カ月以上も未着手ということは、応急仮工事の必要条件の一つである「緊急に施行が必要」に該当しないため、国庫負担の対象としては不採択としました。応急工事は、管理者の判断で、災害査定を待たずに実施すべきものです。

[佐藤災害査定官]

災害緊急調査や現地事前打ち合わせは、申請者にとって復旧の方向性やどのような調査が必要かなどのアドバイスして貰うことは、復旧を検討するときにとっても助かるとの話を被災現場から多く聞きます。

しかし、現地で感じたことは、護岸が被災を受けて、直す必要のある箇所を申請しているわけで、次に増水すれば被害が拡大する恐れがある箇所は、財布がどこであれ被害拡大を防止することは管理者としてやらなければならないと思います。その中で負担法に合致した応急仮工事として申請に計上すべきと考えます。増破防止をしないということは、逆を言うと被災内容が被害小ですと言っているようなものではないでしょうか。



応急工事の実施事例（被災護岸コンクリート殻を利用した袋詰玉石工で欠壊防止）

○災害復旧工法の技術的課題について

[大谷総括災害査定官]

今度は、申請内容、特に復旧工法について工夫されていた事例、あるいは改良すべき事項があれば話していただませんか？

[野村災害査定官]

河川護岸の復旧工法の中で、現地盤が不良あるいは盛土部だからとの理由で、安定計算を行い、数十センチもの裏込コンクリートを計上している申請をよく見かけました。

未被災で接続する上下流や対岸の構造は裏コン無しで持っているのに、被災区間だけは安定計算上持たないとの話。じゃあ上下流、対岸は単独費を入れて維持管理上の補強をするの？とまあこんな状況です。やはり、経験上の安定構造物として位置づけられていることを最初に考えないと、災害復旧事業から申請できる的な考え方として、受け止められることになりかねないと思います。

[山科災害査定官]

根継工については周辺護岸との景観、護岸が死に体であるかの判断が非常に迷うところだと思います。死に体については、外見上護岸上部に陥没や裏込材の流失が確認されれば容易ですが、そればかりではありません。施工の際に崩れ落ちる可能性もあり、申請にあたっては護岸背面の調査が肝要であると思います。また、根継工を行う場合でも法覆工にならない最小限の高さになるように指導しているところではあります。

[東川災害査定官]

ある県河川で、申請が間知ブロックとなっていました。前後とも原形が間知であり、負担法では原形復旧が目的でありますから、申請をそうしたのでしょう。しかし、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」や災害手帳で注意しているように河川環境の保全・復元を考え、環境ブロックで申請して欲しい。前後が間知ブロックでも、今回の災害を、この河川の環境整備のきっかけとして進めていただきたい。

地すべり災害は災害箇所によって、対策工の技術的判断要素が多い部門であります。それなりに地形地質湧水等の調査が必要であります。調査の精度や確からしさによって、排水ボーリングでの孔径、設置延長、間隔、受圧版、排土後の排水対策、明渠工・暗渠工、計画安全率等に影響します。申請が標準的なものであれば良いのですが、華美と思われるものもあり、現場での特異性をしっかりと説明してもらいたいですね。

[関 災害査定官]

海岸は波のエネルギーが大きく、またその頻度も不規則なため、被災時、調査時、査定時のそれぞれの時期によって、汀線や海底地形が大きく変化する場合があります。したがって、タイムリーな写真撮影、測量を行い、その経過やメカニズムを分析する必要があります。

また、道路法面が被災を受けた場合、吹付法砕工などの申請が見受けられます。これらは、構造上、現況より安全性が高まりますが、はたして、そのレベルまで施工しないと復旧できないのか、他の工法では無理なのか、ということも考えながら現場を見て頂きたいと思います。

[横田災害査定官]

道路でも河川でもそうですが、単純に崩れたからと言って即ブロック積みや法砕工とする申請が相変わらず多く見られます。コンクリート等による施設を設置する必要性については、一度原形復旧の観点に立ち返って、用地の問題も含めて検討していただきたいと思います。また、施設をつくればそれを維持しなければならず、いずれ更新もあるということを含めて考える必要があると思います。

[免災害査定官]

河道内の玉石など現地材料活用や、取り壊したコンクリート殻の自ら利用等については、積極的な取組みを推奨していますが、経済比較で不採用としている事例に出くわすことがあります。

この分野については「循環型社会の構築」や「地球温暖化対策」等、国の上位施策の一環として、直接的工事費の経済比較だけで判断するのではなく、もっと積極的に取り入れていくように、今後も議論を続けていく必要があるのではないのでしょうか。

[佐藤災害査定官]

確かに、取り壊しをしたコンクリート塊を袋詰玉石工の中詰め材に利用して根固め工として設置するなど、現場発生材の自ら利用を図る申請がみられるようになってきており、とても良い傾向だと思います。相反して、被災した河川護岸の復旧工法としては相変わらずコンクリートブロックの採用が多く、現地にある石を利用しようという気持ちがないように思えてなりません。河床を乱してまで在り材を利用してと言っている訳ではなく、利用できるところ

は積極的に採用していきますという気持ちが欲しいと思います。

あと一つは道路災で、道路土工・擁壁工指針にないカゴ枠の多段積みを井げた組擁壁として構造計算されたり、コンクリート建込式のガードレール基礎が基準に合っていないで計上されている例が気になりました。

[田村災害査定官]

平成20年も、岩手・宮城内陸地震や9月初めの岐阜県や三重県での豪雨など、地すべりや土石流などによる大量の不安定土砂が発生する中での河川や砂防施設災害がありました。

このような災害では、壊れた施設の復旧だけを考えるのではなく、流域全体の発生土砂量を見据え、流域全体の土砂処理計画を砂防や治山等の関係他部門と共有した上で、改良復旧事業や各種補助事業と適切に組み合わせて再度災害防止を考えることも重要です。

○適正な災害申請について

[大谷総括災害査定官]

昨年度に引き続き「申請者心得10箇条」の実践や「被災前状況を説明する資料」の徹底。また、5月には査定官申合事項の一部変更を受け「適正な維持管理の徹底について」事務連絡を出しましたが、その周知状況や査定現場での実践状況についてはどうだったのでしょうか？

[野村災害査定官]

被災前状況は、定められた書式により、一定の説明は出来ていると思いますし、なぜ必要なのかもかなり理解されていると感じました。

市町村からの維持管理手法に対する説明では、地域の区長さん、背後地権者あるいは郵便局等に依頼しその方々からの聞き取りや通報により施設状況を確認するなど、住民と一体となって維持管理に当たっているとの内容が多かったですね。

[田村災害査定官]

私は、巡視点検や現場の行き帰りに少しでも施設写真を撮るように心がけていたところ、その後発生した災害申請箇所の被災前写真として使えたという事例に、時々出会いました。

[横田災害査定官]

被災前状況資料の説明とあわせて維持管理手法・体制について各県で話を聞かせてもらいましたが、このなかで感じたのは「異常があった」場合の記録はきちんと残しているが、「異常が無かった」場合の記録について、いつ・誰が・何処を見て「異常なし」を確認したのか分からないところが多かったということです。

具体的な記録の方法については、現場々々の実情が違うのでそれぞれに最適な方法を工夫される必要がありますが、具体的な確認方法を含めて「異常なし」の記録を適切に残すことは、災害査定において適切な維持管理を証明するための大事な資料であるばかりでなく、事故・災害等で管理瑕疵が問題になった際にも重要な資料になるのではないかと思います。

[佐藤災害査定官]

被災前状況については、パトロール日誌や巡回記録などで確認をさせていただきました。査定では問題となったものではありませんでしたが、査定で話をさせていただいたのは、被災通報処理簿等が整理されていない自治体がありました。やはり、管理者として瑕疵など後々のことを考えると整理しておくべきだと思います。

[山科災害査定官]

被災前状況の確認については、査定時に確認をさせていただきました。一部自治体においては、維持管理計画策定に向けた試行箇所を決めているものもありましたが、大半はその域まで達していませんでしたので査定時に再度説明しました。

今一度5月19日発出文書の内容を熟知いただきできるものから（被災前状況の写真撮影等）実施していただきたいと思います。

[関 災害査定官]

常日頃からの巡視の際には、異常気象時にはどうなるだろう、脆弱箇所はどこだろう、など目的意識を持って現場を見る必要があります。そのために、チェックリストの作成や施設台帳を充実するなどの工夫が今後も必要と思います。

[東川災害査定官]

東京都では道路管理者が管理している斜面が、約

2,000箇所あるそうです。危険度を毎年確認しており、1 から 3 までランク付けしています。5 年に 1 回、定期的に全箇所、航空写真を撮ることとしており、直前は平成17年 1 月に撮影していました。密に維持管理を行っており、結構なことと感じました。他の手本となると思われます。一方、ある県では、道路擁壁の上部が開き、擁壁法勾配が急になった箇所「死に体」の申請が上がってきました。現場は立木が割れ目（開き箇所）に沿って何本もあり、隙間発生は立木の成長が原因でした。維持管理不足でカットとしました。しっかり調査し、適正な維持管理をしていただきたいと思います。

平成20年 5 月19日付けの防災課長通達とそれに伴う事務連絡を知らない行政機関がありました。さらに、事務連絡でお願いしている創意工夫も、検討されていないところもありました。負担法は昭和26年に策定され、地方行政機関で有効に活用されています。「適正な維持管理の徹底」にも時代的な流れに沿った物であり、行政機関としても、負担法を守るという気持ちを大切に、創意工夫を図り実行していってほしいですね。

[野村災害査定官]

「申請者心得10箇条」の周知程度を確認するために、現場で知っているかと、複数の申請者に聞きました。知っている人の数は県も市町村も半々でしたね。申請者にとっては基本となるものですから、内容を十分検討し、反映させていただきたい。実際、どの査定でも講評時には必ず、10箇条のことを意見として申し上げなければならない状況でありました。一部の県では災害査定マニュアルに印刷してあったり、申請野帳に貼ってあったりして、きちんと意識を持ってくれていて良かったです。

[横田災害査定官]

「申請者心得10箇条」の内容については、概ね理解され守られていたように思います。一部残念な例ですが、官民境界の位置、起終点を決めた理由や左右岸・上下流で申請工法が違っている理由を質問しても答えられなかったりして、明らかに「コンサルタント任せ」と感じる現場がありました。時間や人手のない中で、外注することはやむを得ないと思いますが、あくまで主体は行政であることを忘れず、申請内容を自分のものにしてから査定に望んでほしいと思います。

[関 災害査定官]

当然、県の担当部署は全ての申請内容を確認していると思いますが、同じような現場なのに事務所毎に構造が違ったり、取付工や張芝の計上に差が見られる時があります。横並びのチェックが重要です。

「申請者心得10箇条」は大吟醸に匹敵するほど、切れ・コク・旨みの 3 拍子そろったエッセンスです。現場の方は、申請作業の前に、必ず飲み干して頂ければと思います。

[佐藤災害査定官]

河川災害では査定に入る前段として、DHWL の根拠をきちんと説明出来ないと査定に入れないというのにどうして安易に考えてしまうのか。水が引いて被災を確認したら、その場で洪水痕跡を写真に収めておけばよいと思うし、今はデジカメなんだから写真が 1、2 枚しかないなんて事はないと思うのですが！

ましてや、査定時に「DHWL は！」「痕跡は！」と聞かれてから上下流を探しまくり、挙げ句に間違っていましたなんて事があってはならないですね。

「申請者心得10箇条」は、県本庁職員は知っているようですが実際に作業する出先の事務所の方たちには浸透していないように思います。でも、知っているだけでは困る訳でキチンと実行されての10箇条なんですから。

[免 災害査定官]

「申請者心得10箇条」でも仮設についてその適正化と計上漏れ注意を喚起していますが、道路法上の道路以外を工事用道路として使用する場合の考え方を徹底する必要があると考えております。農道などが工事で損傷し事後に舗装補修を行って会計検査や成功認定等でたびたび問題になることがあります。明らかに損傷が想定される場合には査定時から敷鉄板を申請しそれを採択するなど、ある程度統一的な取組みも必要ではないかと思います。

[田村災害査定官]

「適正な復旧工法になっていますか」という観点で気になることのひとつとして、災害復旧事業として申請された予防的工事や改良的工事をカットしたことが結構あります。その中には、改良復旧事業やその他の補助事業を活用して再度災害防止が図れたはずのものも多いように思います。現場の担当事務

所や担当課の意識として、最初に復旧方針を考える際に「災害復旧事業以外は選択肢にない」ということになっていないか心配です。

○災害に備えた人材の育成について

[大谷総括災害査定官]

災害は定期的に同じ地域で起こるものではないので、なかなか実務経験者が育つ環境ではありません。しかし、いざというときに備えて人材育成は非常に重要だと思います。各申請者とのやりとり等を通して何か意見があればお願いします。

[東川災害査定官]

石積擁壁が崩れた箇所、崩れた石をよく見ると、四角錐に型どってありました。石にはコンクリートが所々付着し、胴込めと思われました。施設前後はきれいに、せせらぎとなじんでいました。河川との兼用擁壁であり、コンクリートブロックの申請でした。原形どおりが良いと主張しましたが、石工がいまいちと言われ、断念しました。育成するには、工事現場が複数必要だが、1箇所では育成できないと言われました。せっかく良い文化財産がコンクリートに変わるのかと思い、残念でした。少し金額が上がるが、文化的に価値あるものは残すべきだと感じました。

[山科災害査定官]

如何に申請技術を伝承するかが鍵になると思います。

申請者は常に変わることを想定して、新しい人材を育成するため、申請から査定までの役割に応じた階層別も視野に入れた集合研修、職場内研修、マニュアルの整備、査定のデータの蓄積等が考えられます。

[関 災害査定官]

若い方をドンドン前面に。ある現場で、その事務所の若い方全員から説明を頂きました。説明するには各自勉強が必要ですし、それが担当者の血や肉となって技術力向上にも繋がります。このような現場は、若い方と上司の連携がうまくいっているでしょうし、査定に限らず組織として充実している、という印象を受けました。

[横田災害査定官]

私がある県で見た例でも、通常担当している路線・河川等とは関係なく、担当課のなかで分担して申請しているところがありました。若い職員を含めて皆に実際の査定を経験させるためとの事でした。

上司・同僚の視線を背中に感じながらの申請・説明は本人にも大変勉強になったとのことでしたし、実際にそれぞれ良く検討されて、しっかりと説明されていました。チームワークについても、申請が終わった人は次の現場では交代して資料担当や測量班に回ってサポートするなどテンポ良く進めており、大変まとまりが良く感じました。

もちろんケースによってとは思いますが、職員の育成という意味ではこういうやり方もひとつの方法

申請者心得 10 箇条

1. 現地（特に背後地、前後施設、地質）を見ましたか。
2. 被災水位（DHWL）を確認しましたか。
3. 用地境界は確認しましたか。
4. 起終点は明確ですか。
5. 被災原因を把握しましたか。
6. 適正な復旧工法になっていますか。
7. 美しい山河を守る災害復旧基本方針に則していますか。
8. 仮設等の工種は適正かつ計上漏れはありませんか。
9. 設計書を担当者任せにしているませんか。
10. その写真で机上査定ができますか。

と思いました。

[免 災害査定官]

災害復旧事業は通常事業に比べて毎年経験する業務とは限らず、ノウハウが伝承されにくいと思います。県レベルでは市町村も含めての研修会を開催しているところが多いようですが、継続的かつタイムリーにやっていただくことがいいと思います。また、特に若手の方は実地査定でポールマンに徹しきっているところもあるようですが、三者間で何が議論になっているか等 OJT の場として積極的に議論に参加して欲しいですね。

[田村災害査定官]

測量・設計委託や施工管理業務委託といったアウトソーシングが進むと、職員としては、「ものをつくっている」のは委託業者であって、自分ではないという意識になりがちではないでしょうか。しかし、人に説明するということが当事者意識は戻ると思います。災害査定においては、職員の説明の成否で事業費が左右されるわけですから、職員のやりがいも大きいと思います。若い人にどんどん申請していただいてもよいのではないのでしょうか。

[佐藤災害査定官]

現地での災害申請は、みなさんが経験するべきだと思います。ベテランから新人までの方たちが申請書の読み上げから設計説明、構造等の説明をしていただきたいと思います。一度経験すれば災害査定がどういうものか理解できるし自信も付くと思います。

そして、災害復旧の設計は、コンサル任せにしないで出来上がってきた成果はチェックし、比較検討などについてコンサルと議論をして頂きたいと思います。ある県の例です。既設のブロック積み護岸が上下流にあり、その間の土羽護岸が被災していたのに両側に摺付工が計上されていました。どこに摺付けするのって聞いたら、一同沈黙と困った顔に…。このように設計と現地の確認がされておらず、成果に対してノーチェックのままで査定に臨んでいることがあるのではないのでしょうか。

○公平な査定について

[大谷総括災害査定官]

最後になりますが、査定官は法制度に基づいて権

限と責任を自覚しつつ、公平で信頼される査定を行うことになりますが、普段から心がけていることについて、一言ずつお願いします。

[野村災害査定官]

私自身19・20年の2カ年の査定をふり返ると、決定内容が全国的にぶれずにそれぞれ査定が出来たかどうかの疑問はあります。

しかしながら、地理的、地形的に同じ現場は二つとありませんので、その都度当該地方自治体が持っている工法や構造基準等を出来るだけ活かし、三者合意に至ればそこはそれでいいかなと思っています。

[東川災害査定官]

早とちりしないように、申請者の言うことを全部聞くことを心がけています。

ある現場で、河床で、栗石上にコンクリートブロックの申請がありました。すべり易く安定しないと思い、工法変更を指示しました。しかし、過去何度も災害が起こっており、これまで申請どおりの同じ工法で査定されているとのことでした。歴史的な感覚を考えずに、早とちりをし、失敗しそうになりました。時代を考え、地域性を考え、申請者の話を十分聞く必要がありますね。

[関 災害査定官]

説明を良く聞く。ということを中心にしています。なぜ被災したのか、なぜその構造で復旧するのかを説明するには、現場の状況や技術基準等を充分熟知する必要がありますでしょう。

また、負担法に照らし、その説明内容の適否を判断するには、私自身が技術基準を熟知していなければなりません。自分の知識不足を補うにため、研鑽の日々です。

[山科災害査定官]

査定にあたっては、常に中立公正で、説明責任を果たせるような査定をするよう心がけています。そのためには三者合意を導き出せるよう、様々な工種においても査定がぶれないよう自己研鑽に努めて参りたいと思います。

[横田災害査定官]

査定は三者合意が基本であり、一方的な査定にな

らないよう心がけました。特に、工法変更など申請と異なる査定をする場合には、三者で十分議論をしてから結論を出すよう心がけました。

[免災害査定官]

個々の現場において、常に「私個人ではなく、防災課の査定官グループ全員の合意で査定するのだ」との感覚を持って臨むように心掛けています。当然、判断に苦しみ場合もありますが、そのような場合には防災課に連絡を入れるなど助言を求めます。独りよがりに陥らないようにレアケースに対しても査定官同士情報を共有することが大事だと思います。

[田村災害査定官]

現場を見て自分なりに持つ標準的な復旧イメージと申請内容がずれていることもあります。そのような時にも、自分の価値観を押しつけるのではなく、申請者の考えを聞き出した上で判断するように心がけています。「切るから入らずに聞くから入る」ということです。

初めて訪れた現場を短時間見て把握できる現場特性は限定的なものです。したがって、申請者の方の説明っぷりから感じる、申請者の方への技術的信頼（いかに現場を見ていて、いかに技術的経験や知見を持っているか）が、ひとつの判断基準になっていることも事実です。

[佐藤災害査定官]

査定に当たって、常に査定内容がぶれないように

注意を払っているつもりです。それには申請者の考えをキチンと十分に聞いて、その上で自分が納得出来るまで議論することにあると思っていますし、議論をする中で合意形成してくると思っています。

そして、査定官グループや査定現場でのコミュニケーションやノコミュニケーションは、査定での悩み事や疑問を解消する場としてとても大事だと思います。

これからも、厳正でかつ公平で信頼される査定を心掛けていくつもりです。

○ おわりに

[大谷総括災害査定官]

平成20年災害について、査定の現場を中心にいろいろな切り口で、各査定官のご意見を伺いました。

災害復旧制度は民生の安定を速やかに実現するなどの観点から、申請に基づく現地での査定や通常の補助に比べて高い国の負担率など特別の措置が講じられています。このため、制度の趣旨を踏まえ厳正かつ公平に、また効果的に速やかに災害復旧を進めなければならないことは言うまでもないことだと思います。しかしながら、査定現場は千差万別であり画一的に査定できるものではありません。このため査定官一人一人が知識や技術を高めることが大事です。また、被災した地域の早期の安全確保を願う心も大切です。

査定官一同互いに努力して参りたいと思います。今後とも関係者の皆様のご協力をお願いいたします。

防災課だより

人 事 異 動

[河川局関係人事発令]

△平成21年 2 月23日

河川局河川計画課河川計画調整室長

(河川局砂防部保全課海洋開発官) 泊 宏